

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）と公正競争規約

商品・サービスに、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、販売促進のために過大な景品がつけられたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい不利益を被る恐れがあります。**不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）**では、消費者による自主的かつ合理的な選択が阻害されることのないよう、過大な「景品類」の提供や不当な「表示」を禁止しています。

景品表示法における「景品類」とは、顧客を誘引する手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの取引に付随して提供する物品、金銭など（値引き、アフターサービスなどを除く）をいいます。クイズや抽選への応募、商店街などでのくじびき等によって提供されるもののほか、商品に付いている“おまけ”や、来店者全員へのプレゼントなども基本的には該当します。そして、例えば“おまけ”であれば、商品価格の10分の2以内（商品価格が1,000円未満の場合には200円以内）というように、「景品類」の最高額や総額等を制限しています。

景品表示法における「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの内容（品質など）や取引条件（価格など）について行う広告・表示をいいます。商品本体による表示（容器・包装を含む）、店頭における表示、またチラシ・新聞・雑誌・テレビ・インターネット等による広告などが該当します。実際のものや競合他社のものに比べ、内容が著しく優良であると示す「表示」（これを「優良誤認表示」といいます）や、取引条件が著しく有利であると消費者に誤認される「表示」（これを「有利誤認表示」といいます）などが禁止されています。

そして、消費者庁が「優良誤認表示」に当たるか否かを判断するために必要と認めるときは、表示をした事業者に対して、一定期間内に、その表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出が求められます。特に効果・性能に関する表示を裏付ける資料にあっては、客観的に実証された内容のもの、すなわち試験・調査によって得られた結果、または専門家等の見解もしくは学術文献のいずれかに該当し、かつ、表示された効果・性能と提出資料によって実証された内容とが適切に対応していなければならないとされています。

「景品類」および「表示」については、**景品表示法**による法的規制のほかに、業界団体等が消費者庁長官および公正取引委員会の認定を受けて自主的に定めている公正競争規約によって、それぞれの事業分野における具体的なルールが示されている場合があります。公正競争規約に参加していない事業者に対する強制力はありませんが、参加事業者が公正競争規約に違反した場合には、各公正競争規約を運用する公正取引協議会による措置が講じられます。

公正競争規約のうち最も多いのは食品に関するものですが、化学製品に関係が深いものでは「化粧品」、「化粧石けん」、「家庭用合成洗剤及び家庭用石けん」、「歯みがき類」、「防虫剤」について定められています。例えば、「家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約」では、「除菌」と表示する場合について、満たすべき除菌基準、表示すべき事項、してはならない表示などが定められています。

また、参加事業者の商品で公正競争規約に従い適正な表示をしていると公正取引協議会が認めたものに表示される「公正マーク」や、参加事業者の店頭に表示される「会員証」もありますので、商品等を選択する際の目安にするとよいでしょう。

★ 詳しくは…

消費者庁「景品表示法」

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m01>

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

<http://www.jfftc.org/>